

終ハ到底迄シ難シトナシ勞賃面者ノ主張ニ相違同隔アリ
其ノ動靜嚴重注意中
志及申(通)取候也

一別記

聲明書

親愛なる町民諸君に訴ふ
私共六字工場の従業員は遂に勞働争議を決定しなれどもなれども
になりし何故私共は此の平和なる決裂に勞働争議を起さざるを欲し
たは六字護謨後業負が遂に生存権を剥かされたからでありませ
親愛なる町民諸君に

六字護謨工場支配人伊豫田源一郎は早天續々と事業不振の理由を以
て去る二月三日付を以て私共一月間の休業を命じ手前は日給額三割支給
(健康保険届出に依る一割二十割内外)を通知し来りし又此の業は不
の者は會社を止めらいたい、とそれ私共はよりく協議を重ねて種
々な方法に依りて休業せしめし勵むべくもなれども休業しなれどもな
ぬ状態なら日給額を全部支給し私共従業員が最低の生活を保證して
くと、再三嘆願し、遂に、廠が支配人伊豫田は、人面敷身なる硬骨漢に
て遂に私共の誠意を以て當れる嘆願を一切却下したるをありませ、如何に
私共が、牛馬の如き生活に甘んじてゐるとも一家を維持しを行くは一日三十
錢を四十錢ほどとせし生きてゆけるのをせう、故に私共は日本勞働組合同
盟、關東合同労働組合、争議部と一切の件を依頼し私共の生存権擁護の爲